

# 官報

## 法 律

優生保護法をここに公布する。

### 御 名 御 璽

昭和二十三年七月十三日  
内閣總理大臣 芦田 均

#### 法律第五十六号

#### 優生保護法

##### 第一章 總則

##### (一) 法律の目的

第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

##### (定義)

第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することとし、生殖を不能にする手術を命令をもつて定めらるるものをいふ。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいふ。

##### 第二章 優生手術

##### (任意の優生手術)

第三條 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（排出をしないが非火上昇期関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ）があるときはその同意を

得て、任意に優生手術を行ふことができる。但し、未成年者、精神障害者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺傳性精神変質症、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱、遺傳性精神病、遺傳性病的性格、遺傳性身体疾患又は遺傳性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺傳する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に致人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(強制優生手術の審査の申請)

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つてゐることを確認した場合には、その者に対して、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護委員会は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知する。

第六條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條前項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

(再審査の申請)

第七條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定を受けた後、見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第八條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第九條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、其助又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五條第一項の審査又は前條の

再審査に關して、事實又は意見を述べることができる。この場合、審査の決定を以て、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

第十條 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第十一條 前條第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、同條前項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。

(再審査の申請)

第十二條 都道府県の区域を単位として設立せられた裁判法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師といふ）は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に人工妊娠中絶を行うことができる。

2 前項の同意には、第三條第一項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三條 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。

一 別表第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つてゐるもの

二 現に致人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく低下する虞れのあるもの

三 現に致人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく低下する虞れのあるもの

四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて、妊娠したものであるもの

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添へることを要する。

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状態にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代へることができる。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えてい

るかどうかが未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の火絶)

第十五條 指定医師は、前條の規定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第十六條 優生手術及び人工妊娠中絶に関する審査の審査その他この法律

で定める優生保護上必要な事項を處理するため、優生保護委員会を置く。(種類と権限)

第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

第十八條 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する通告の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を處理する。

第十九條 都道府県優生保護委員会は、都道府県にこれを設置し、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する通告の審査を行う。

第二十條 地区優生保護委員会は、保健所の区域にこれを設置し、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する通告の審査を行う。

(構成)

第二十八條 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府県優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

第二十九條 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三十條 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政廳の官吏又は官吏その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府県知事が、それぞれこれを命ずる。

第三十一條 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五節 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を圖つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。(設置)

第二十一條 優生結婚相談所は、都道府県に於くとも一箇所以上、これを設置する。

第二十二條 優生結婚相談所は、保健所に、これを附設することができる。

(設置の認可)

第二十三條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

(名称の地目)

第二十四條 この法律による優生結婚相談所でない場合は、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十五條 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十六條 医師又は指定医師は、第三十條第二項、第三十條又は第三十五條の

規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内、その旨を理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十七條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に對して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(職務の保持)

第二十八條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十九條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章 罰則

(第二十二條違反)

第三十條 第三十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の罰金に処する。

(第二十三條違反)

第三十一條 第三十三條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを二万円以下の罰金に処する。

(第二十七條違反)

第三十二條 第三十七條の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第三十三條 第二十八條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第三十四條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十五條 國民優生法(昭和十五年法律第七号)は、これを廃止する。(罰則規定の効力の存続)

第三十六條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を存する。

(届出の特例)

第三十七條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

- 一 遺傳性精神病
- 精神分裂病
- 躁鬱病
- 眞性癲癇
- 二 遺傳性精神薄弱
- 白痴
- 痴癡
- 白痴
- 三 強度且つ暴発した遺傳性精神変質症
- 著しい性格異常
- 児童な常習性犯罪者
- 四 強度且つ暴発した遺傳性病的性格
- 分裂病質
- 衝動病質
- 癲癇病質
- 五 強度且つ暴発した遺傳性身体疾患
- 遺傳性進行性舞踏病
- 遺傳性存続性運動失調症
- 遺傳性小脳性運動失調症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 存続性進行性筋萎縮症
- 神経性進行性筋萎縮症
- 進行性筋性筋萎縮症
- 筋萎縮病
- 筋萎縮性癲癇
- 遺傳性震顫症
- 家族性小兒四肢麻痺
- 癱瘓性脊髄痙攣
- 直直性筋萎縮症
- 先天性筋萎縮消失症
- 先天性軟骨發育障礙
- 多発性軟骨性外骨腫
- 白兒
- 魚鱗癬
- 多発性軟骨性神經纖維腫
- 結節性硬化症
- 色素性乾皮症
- 先天性表皮水疱症
- 先天性ポルフィリン尿症
- 先天性手掌跖腫痛化症
- 遺傳性視神經萎縮
- 網膜色素変性
- 黄斑部変性
- 網膜膠腫
- 先天性白内障
- 全色盲
- 牛眼
- 暴内障性白癩
- 先天性眼瞼下垂
- 青色鞏膜

先天性強  
遺傳性癱瘓  
血友病

六 強度な遊離性畸型  
裂手、裂足

指趾部分の肥大症

顔面披突

先天性無眼球症

頸椎脊髄披裂

先天性骨欠損症

先天性四肢欠損症

小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

法務総裁 鈴木 義男

厚生大臣 竹田 儀一

内閣総理大臣 芦田 均